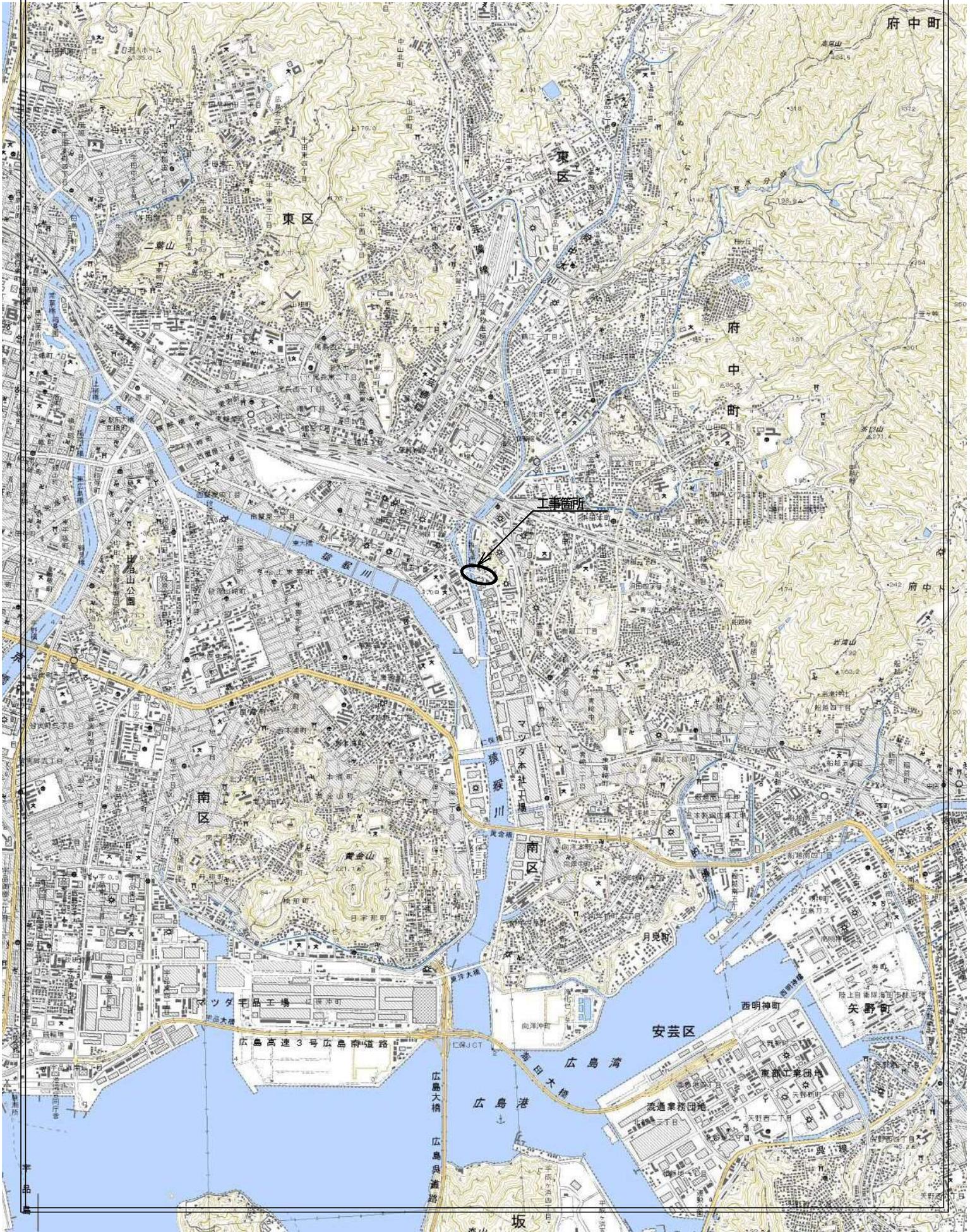


位置図

S=1:30000



特記仕様書

第1条

- (1) 本特記仕様書は、県道広島海田線2期新大洲橋架替工事（その2）工事に適用する。
- (2) 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」（令和元年9月）に基づき実施しなければならない。

第2条

本工事は、契約後VE対象工事である。詳細は、「土木工事共通仕様書1-1-3-6 契約後VE工事」による。

第3条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 品質証明について

本工事は、品質証明の対象工事である。

2 中間検査について

- (1) 本工事は、中間検査の対象工事とする。
- (2) 検査日は、別途監督員より連絡する。
- (3) 検査は、基礎工が完成した時点に実施する。

3 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和3年10月25日とし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工程については受注者の責任において定めるものとする。

項目	日数	備考
準備期間	40日	
後片付け期間	20日	
出水期による作業不可期間	右記	6月11日から10月25日 ○ 対象：河川の流下能力を阻害する作業（押さえ盛土）
検査期間	13日	

4 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>
- (3) 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

- (4) 受注者は、広島県の「工事完成図書電子納品等要領」（以下「要領」という）に準じて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正・副 2 部納品しなければならない。
なお、電子成果品の内容については、監督員と協議し決定するものとする。

5 総合評価落札方式について

(1) 入札時の技術提案等の施工計画書への記載

受注者は、入札時の技術提案又は簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）の履行にあたり、受注者が行う履行確認の方法・頻度等（以下「履行確認計画」という。）について監督員の確認を受けた後、工事着手前に提出する施工計画書に反映させるものとする。
ただし、落札者決定結果の通知時に「不採用」とした提案については対象外とする。

(2) 入札時の技術提案等の履行確認及び検査

- ア 受注者は、監督員が指示する時期に監督員による履行確認を受けなければならない。監督員による履行確認については、履行確認計画の内容を元に別途指示する。なお、監督員による履行確認については、土木工事共通仕様書 3-1-1-5「監督員による確認及び立会等」第 1 項から第 5 項の規定を準用する。
- イ 受注者は、監督員が実施する履行確認の際に、完成時に不可視となる箇所の確認が十分できるように配慮するものとする。
- ウ 受注者は、監督員が実施する履行確認に臨場しなければならない。なお、監督員は履行確認において、臨場を机上とすることができる。この場合、受注者は、施工記録や写真等の履行確認資料を整備し、監督員に提出しなければならない。
- エ 受注者は、履行確認計画に基づく施工記録等（上記ウを含む）を履行確認資料として作成するとともに、完成検査時に提出し、検査員の検査を受けなければならない。

(3) 入札時の技術提案等の変更

契約締結後に、条件変更等不可抗力な状況が発生したこと等により、入札時の技術提案等に基づく施工ができないときは、監督員と協議すること。

(4) 入札時の技術提案等の保護

入札時の技術提案等については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(5) 責任の所在

発注者が適正と認めた入札時の技術提案等における受注者の責任は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 1 条第 3 項と同様とする。

(6) 実施上の留意事項

受注者の責により技術提案書等に記載された内容を満たす施工が行われなかった場合は、契約約款第 44 条（発注者の解除権）によるほか、次のとおりとする。なお、技術提案書等に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は指名停止の措置を行うことがある。

- ア 受注者の責により、「コンクリートの品質確保」に対する技術的所見を遵守できない場合は、工事成績評定点を減点する。工事成績評定点の減点は、与えられた加算点と同じとする。

6 レディーミクストコンクリートの配合について

レディーミクストコンクリートの配合については下表のとおりとする。

設計基準 強度 (N/mm ²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	単位 セメント量 (kg 以上)	水セメント 比 (%以下)	空気量 (%)	セメントの 種類	摘要
24	20 又は 25	12		55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物 (橋台)

7 新技術の活用について

(1) 本工事の施工にあたっては、下記の新技術を活用するものとする。

技術名：KS 工法

NETIS 登録番号：KT-090059-VE

(2) 同等の代替工法について提案があるときは監督員と協議すること。協議の結果、代替工法での施工について監督員が承諾した場合においても、施工条件等に変更がない限り、設計変更は行わない。

(3) 施工条件等により当該技術の変更等が生じる場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

8 コンクリート構造物における型枠間固定部材 (P コン等) の穴埋め補修について

穴埋めを行う材料及び施工方法について事前に監督員と協議し、施工計画書に記載すること。また、その履行について監督員に確認を受けること。履行確認の方法、頻度についても事前に監督員と協議すること。

9 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 47 条の 3 第 3 項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書 1-1-1-5 (コリンズへの登録) により、工事实績情報システム (コリンズ) へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

10 遠隔地からの労働者確保について

(1) 本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

(宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費 (率分) に占める実績変更対象費 (労働者送迎費、宿泊費、借上げ費) の割合
： 17.81%

イ 現場管理費に占める実績変更対象費 (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)
： 2.23%

- (3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書（様式2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

11 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第X編 参考資料 第2章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4)リース器材の運搬で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

12 交通誘導警備員の配置について

交通誘導にあたって、「平成30年7月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/traffic_keibi.pdf 参照）」によることとし、自家警備を行う場合は、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するもの、又は過去3年以内に広島県交通誘導員対策協議会が承認した団体（（一社）広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会）が実施する安全講習会を受講しているものを配置することとする。

なお、自家警備を行う場合の労務単価は設計変更の対象としない。

13 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が28度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時まで監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時まで監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。
 - ア 補正方法
 - (ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - (イ) 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - (ウ) 補正値（%）＝真夏日率×1.2
 - イ 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

14 週休2日モデル（受注者希望型）について

本工事は週休2日モデル工事（受注者希望型）であり、次により実施するものとする。

- (1) 定義
 - ア 週休2日とは、1週間のうち、原則土曜日・日曜日の2日間および国民の祝日において現場閉所することをいう。
 - イ 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、週休予定日の前後6日以内の振替休日を設定したうえで、週休予定日の前日までに監督員との協議により週休日を変更することができるものとする。

この場合、4週間のうち8日間の休日を確保することとする。

なお、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては、週休日とすることができる。
 - ウ 現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。

なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。

エ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

（ア）年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ）工場製作のみが行われている期間

（ウ）災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 実施方法

ア 受注者は、週休2日モデル工事を希望する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出ること。

イ 受注者は、工事着手までに、週休2日取得が確認できる様式3「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出すること。

なお、対象期間を明確にするため、工事着手の日と工事完了日を計画表に明記すること。

ウ 受注者は、「週休2日モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置すること。

エ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。

オ 受注者は、工事完了後、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出すること。

カ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

キ 現場閉所状況が4週6休以上であった場合は、変更契約時において、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じることとする。

（ア）4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

① 労務費 1.05

② 機械経費（賃料）1.04

③ 共通仮設費 1.04

④ 現場管理費 1.05

（イ）4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

① 労務費 1.03

② 機械経費（賃料）1.03

③ 共通仮設費 1.03

④ 現場管理費 1.04

（ウ）4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

① 労務費 1.01

② 機械経費（賃料）1.01

③ 共通仮設費 1.01

④ 現場管理費 1.02

ク モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

15 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

ア 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・ <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>

イ 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY 活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・ <https://www.mlit.go.jp/common/001353628.pdf>

※ 各現場での対策事例については、Twitter や Facebook 等の SNS 活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等。

- (2) 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書(様式4)により監督職員(調査職員)と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書(変更業務計画書)を提出する。
なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。
- (3) 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類(領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等)及び実績報告書(様式5)を監督職員に提出する。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

16 復興歩掛及び復興係数の適用について

本工事は、「令和2年度 平成30年7月豪雨の被災地(広島県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)」を用いた積算方式及び土木積算工事積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率にそれぞれ次の補正係数を乗じた積算方式の対象工事である。

- ・ 共通仮設費率: 1.1
- ・ 現場管理費率: 1.1

17 法定外の労災保険の付保について

- (1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第48条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

18 架空線の防護管に要する費用の取扱いについて

工事区域上空の架空線の防護管に要する必要があるについては、現在、見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護線施工会社(以下、「架空線管理者等」という)との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

なお、広島高速道路公社の占有物件となっているNTTケーブルの防護管取付に係る費用はNTT負担とし、受注者が支払うことは要しない。

19 主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

主任技術者又は現場代理人の兼務件数等については、別添（主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について）のとおりとする。

20 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督員と協議して決定するものとする。

工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に
係る事務処理に関する特記仕様書

- 1 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第28条第1項及び第2項の規定に基づく工事の施行に伴い第三者に対して損害等を及ぼした場合並びに第三者に対する損害等の発生が予想される場合の事務処理については、以下に定めるところによるものとする。
 - (1) 受注者は、工事の施行に伴い損害等の発生が予想される区域について検討し、監督員と協議すること。また、監督員の指示があった場合は、工事の着手に先立ち建物等（建物その他工作物）その他必要事項の実態を調査（以下「事前調査」という。）するものとする。
 - (2) 前号の事前調査は、公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に係る調査等共通仕様書（以下「調査等共通仕様書」という。）及び公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に係る調査要領（以下「調査要領」という。）に基づく方法により行うものとし、その結果について事前調査報告書等を作成して監督員に提出するものとする。なお、作成方法については監督員の承諾を得るものとする。
 - (3) 事前調査の範囲は、掘削等の工法又は土留工法及び土質等により影響部を検討し、監督員と協議するものとする。
 - (4) 事前調査は、当該調査等に関する資格又は経験を有する者に行わせるものとし、調査の担当者については、監督員の承認を受けるものとする。なお、調査の担当者は調査共通仕様書の管理技術者と同等の資格を有する者とする。
 - (5) 受注者は、起業地の周辺地域の建物等の所有者又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に基づき建物等を使用する者（以下「使用者」という。）から地盤変動等による建物等の損害等（以下単に「地盤変動等による損害等」という。）の発生への申し出があったときは、直ちに当該損害等の調査、確認等を行うとともに損害等発生報告書を監督員に提出するものとする。
 - (6) 受注者は、前号の地盤変動等による損害等の発生への申し出があった場合には、損害等と工事との因果関係調査及び事前調査事項に対応する調査要領に基づく調査（以下「事後調査」という。）を行い、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第28条第1項ただし書きの公社の責に帰すべき事由及び同条第2項の不可避の理由によるものと考えられる場合においては、これを立証する資料を作成し、監督員に提出するものとする。なお、事後調査及び上記資料作成に要する費用は受注者負担とする。
 - (7) 事後調査は、当該調査等に関する資格又は経験を有する者に行わせるものとし、調査の担当者については、監督員の承認を受けるものとする。なお、調査の担当者は調査共通仕様書の管理技術者と同等の資格を有する者とする。
 - (8) 監督員は、受注者から第6号による資料が提出された場合には、その資料について公社内での査定を受け、その結果を受注者に通知するものとする。
 - (9) 受注者は、損害等の増大防止等のために必要であると認めるときは、応急措置を講ずるとともに遅滞なく応急措置報告書を監督員に提出するものとする。
 - (10) 損害等の発生の原因が、受注者以外の者が施工する工事と複合していると認められる場合は、監督員の指示に基づき、他の工事の施行者と対応についての協議を進めるものとする。
- 2 この特記仕様書に記載のない事項並びに実務における運用については、必要に応じて本公社と受注者において協議するものとする。

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計画計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当	
	小計			
合計				

※費用は、全て税抜価格とする。

様式2

実績変更対象費に関する実績報告書

費目	費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計				
現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当		
	小計				
合計					

※費用は、全て税抜価格とする。

様式 4

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る実施計画書

費目	具体的な取組内容	金額（税抜）
共通仮設費	例) 労働者宿舎での密集を避けるための、宿泊施設の宿泊・交通	
	例) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張・借地	
現場管理費	例) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース提供	
	例) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース提供	
	例) テレビ会議等のための機材活用	

ア テレビ会議等のための機材費については、財産とならないようリース料として計上すること。

イ 購入費用として計上可能なものは、マスクや消毒液等の消耗品とする。

ウ 遠隔地から労働者を確保する場合に要する費用と本対策に要する費用は分けて集計すること。

エ 本対策に要する費用は、「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日 お知らせ

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/enkakuchi_oshirase.pdf）を参考に計上すること。

例：宿泊施設に宿泊する場合は素泊まりとする等。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る実績報告書

費目	具体的な取組内容	金額（税抜）
共通仮設費	例) 労働者宿舎での密集を避けるための、宿泊施設の宿泊・交通	
	例) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張・借地	
現場管理費	例) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース提供	
	例) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース提供	
	例) テレビ会議等のための機材活用	

ア テレビ会議等のための機材費については、財産とならないようリース料として計上すること。

イ 購入費用として計上可能なものは、マスクや消毒液等の消耗品とする。

ウ 遠隔地から労働者を確保する場合に要する費用と本対策に要する費用は分けて集計すること。

エ 本対策に要する費用は、「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日 お知らせ

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/enkakuchi_oshirase.pdf）を参考に計上すること。

例：宿泊施設に宿泊する場合は素泊まりとする等。

主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 3,500万円以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市（広島県及び広島市）発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象設計金額(税込)	兼務制限	請負対象設計金額(税込)	兼務制限
8,000万円	兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000万円	兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可		兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 <<緩和>> 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る		兼務不可 <<緩和>> 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
500万円	兼務制限なし		

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。
- ※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※4 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

土 木 工 事 施 工 条 件

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係 安全対策関係	<p>(施工時間帯) 本工事は、8時から17時での施工を見込んでいる。 ただし、時間帯の変更が必要となった場合は監督員と協議すること。</p> <p>(交通誘導員) 交通誘導員は、土工・場所打杭工・橋台躯体工の施工時に工事車両の誘導のため、工事箇所及びストックヤードの各出入り口に、1日あたり1名配置すること。 ただし、現場の実情や地元及び関係機関との協議等により変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 なお、設計変更にあたっては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）により、実作業日数を算出すること。</p> <p>(安全監視船) 安全監視船は、通行する船の安全を確保するため、汚濁防止フェンスの作業時に1日あたり1台配置すること。 安全監視船については、延べ5日を見込んでいる。 ただし、現場の実情や地元及び関係機関との協議等により変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 なお、設計変更にあたっては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）により、実作業日数を算出すること。 また、漁業関係者との調整については受注者が行うこと。</p>

**建設副産物関係
(建設汚泥)**

本工事で発生する建設汚泥については、下記の受け入れ先に搬出することとする。

受入施設	備 考
建設汚泥の受け入れ可能な最終処分場	広島市南区出島四丁目1番4号の一般財団法人広島県環境保全公社広島港出島地区廃棄物等埋立処分場(片道運搬距離8.9km)に搬出するように見込んでいるが、「一般財団法人広島県環境保全公社広島港出島地区廃棄物等埋立処分場」以外の建設汚泥の受け入れ可能な最終処分場に搬出することを妨げるものではない。

(コンクリート殻)

本工事で発生するコンクリート殻については、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備 考
産業廃棄物処分場の中間処理の許可を有する再資源化施設	広島市南区出島2丁目12番13号の株式会社河崎マテリアル出島工場(片道運搬距離7.9km)に搬出するように見込んでいるが、「株式会社河崎マテリアル出島工場」以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

(アスファルト殻)

本工事で発生するアスファルト殻については、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備 考
産業廃棄物処分場の中間処理の許可を有する再資源化施設のうち、再生アスファルトとして再資源化可能な施設	安芸郡熊野町字深原平2668番32号の鹿島道路株式会社広島東合材製造所(片道運搬距離15.7km)に搬出するように見込んでいるが、「鹿島道路株式会社広島東合材製造所」以外の中間処理の許可を有する再資源化施設(再生アスファルトとして再資源化可能な施設)に搬出することを妨げるものではない。

(廃プラスチック等)

本工事で発生する廃プラスチックについては、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備 考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃プラスチックの受け入れ可能な最終処分場	広島市安佐南区上安町字松畝 315 番 1 の JAB 協同組合（片道運搬距離 17.0 km）に搬出するよう見込んでいるが、「JAB 協同組合」以外の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃プラスチックの受け入れ可能な最終処分場に搬出することを妨げるものではない。

用地関係

(仮置場)

流用土の仮置場は「広島市南区大州五丁目地先」のストックヤード（広島高速道路公社所有地）を予定している。

仮置場の使用時間は、8時から17時までとする。

公害関係

(公害発生の抑制)

施工にあたっては、振動規制法・騒音規制法に基づき作業を実施すること。また、粉塵等により公衆に迷惑を及ぼすことの無いよう、作業を行うこと。

仮設関係

(橋梁下部作業土工)

本工事の橋梁下部工床掘で発生した土は下記のストックヤードに仮置きすること。

受入施設	搬入土量	片道運搬距離
広島市南区大州五丁目地先	710m ³	0.4km

本工事の橋梁下部工埋戻の土は下記のストックヤードに仮置きしている土を見込んでいる。

受入施設	搬入土量	片道運搬距離
広島市南区大州五丁目地先	440m ³	0.4km

(押さえ盛土及び大型土のう)

本工事の押さえ盛土及び大型土のうの土は下記のストックヤードに仮置きしている土を見込んでいる。

受入施設	搬入土量	片道運搬距離
広島市南区大州五丁目地先	560m ³	0.4km
広島市南区仁保二丁目地先	120m ³	2.5km

撤去した土は、下記のストックヤードに搬出すること。

受入施設	搬入土量	片道運搬距離
広島市南区大州五丁目地先	620m ³	0.4km

押さえ盛土は出水期までに撤去すること。

また、撤去にあたっては、自立型の締切矢板に影響が無いよう行うこと。

(水替工)

水替工については下記のとおり見込んでいる。

ただし、現場の実情や地元及び関係機関との協議等により変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）により、実作業日数及び排水量を算出すること。

- ・ ポンプ設置・撤去 1箇所
(作業時排水 (排水量 0 以上 40 未満 (m³/h)))
- ・ ポンプ運転 19日

その他

(汚濁防止膜)

汚濁防止対策として、汚濁防止フェンスの設置を下記のとおり見込んでいる。

ただし、現場の実情や地元及び関係機関との協議等により変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）により、実作業日数を算出すること。

- ・ 汚濁防止フェンス H=2m, L=120m
- ・ 設置期間 197日

(前工事からの引継で使用する資材)

本工事では、下記のとおり、前工事から資材を引継いで使用する。

- 仮橋・仮栈橋工（上流側歩道橋）
 - ・ 資材 主部材（31.4t）、副部材（2.7t）、覆工板（180m²）
 - ・ 賃料期間 270日を見込んでいる。

(基礎工)

鉄筋の組立加工にあたり、架台等に要する費用は見込んでいないが、必要な場合は、監督員と協議するものとする。

(積算)

- 適用積算基準書
 - ・ 土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社 令和2年8月）
- 適用単価世代
 - ・ 令和2年11月1日